

株式会社中央ビジネスサービスに対する個人情報の保護に関する 法律に基づく行政上の対応について

令和7年9月10日

個人情報保護委員会は、本日、名簿販売の事業を営む株式会社中央ビジネスサービスに対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく行政上の対応を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局
監視・監督室
電話：03-6457-9680

株式会社中央ビジネスサービスに対する個人情報の保護に関する法律 に基づく行政上の対応について

令和 7 年 9 月 10 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、本日、名簿販売の事業を営む株式会社中央ビジネスサービス^{1, 2}（以下「中央ビジネス」という。）に対し、下記 1 のとおり個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 148 条第 1 項の規定により勧告を行い、下記 3 のとおり法第 146 条第 1 項の規定により報告等の求めを行うことを決定した。

記

1 勧告の内容

中央ビジネスにおける個人情報等の取扱いについて、法第 148 条第 1 項の規定により、以下のとおり、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告する。

- (1) 法第 19 条（不適正な利用の禁止）の規定に違反する個人情報の提供を確実に中止すること。
- (2) 法第 19 条の規定に違反する個人情報の提供を一切行わないよう、令和 7 年 9 月 30 日（火）までに、例えば、個人情報の提供先に対し当該個人情報の利用目的を確認すること、個人情報の提供先について、法人登記で実在性を確認し、担当者の在籍確認を行う等の方法で、違法又は不当な行為に及ぶ者ではないことを確認すること等を会社規程に盛り込み、個人情報の取扱状況について定期的に監査を実施するなど、確実な体制整備を行うこと。

2 勧告の理由

当委員会は、警察から、「特殊詐欺グループの被疑者が、中央ビジネス名義の銀行

¹ 法人番号 9011001052896。

² 中央ビジネスは、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 2 項に基づくオプトアウト規定により個人データを第三者に提供する事業者として、当委員会に届出を行っている（以下、このような事業者を「オプトアウト届出事業者」という。）。

オプトアウト届出事業者は、本人の求めに応じて、個人データの第三者への提供を停止することが義務付けられており、本人は、提供を望まない場合、その停止を求めることができる。本人の求めを受け付ける方法等については、オプトアウト届出事業者において、本人が容易に知り得る状態に置く等とともに、当委員会に届け出ることとされており、当委員会はウェブサイトにおいて、全ての事業者の届出書を公表している。

中央ビジネスの届出書（<https://www.ppc.go.jp/files/optout/2021-100103.pdf>）においては、郵送、電話、メール、FAX により、本人の求めを受け付けることが示されている。

口座へ振込入金していた事実が確認された。」等の情報提供³を受け、令和7年8月21日、中央ビジネスに対し、法第146条第1項の規定による立入検査を実施したところ、中央ビジネスにおける個人情報の取扱いについて、以下の法第19条の規定違反が認められた。

- (1) 中央ビジネスは、令和6年4月、警察から連絡を受け、同社がAと名乗る人物に対して提供した個人情報、特殊詐欺グループに提供された可能性があることを認識したにもかかわらず、その後、同年5月から令和7年3月までの間、Aと名乗る人物に対して37回の取引を継続し、約49万人分の個人情報を提供した。
- (2) 中央ビジネスが上記(1)で提供した個人情報は、個人情報に係る本人に財産的被害等を及ぼす特殊詐欺グループに提供された。
- (3) 中央ビジネスは、令和7年5月、警察から連絡を受け、同社がBと名乗る人物に対して提供した個人情報、特殊詐欺グループに提供された可能性があることを認識したにもかかわらず、その後、同年6月から同年8月までの間、Bと名乗る人物に対して5回の取引を継続し、約11万人分の個人情報を提供した。
- (4) 中央ビジネスが上記(3)で提供した個人情報は、個人情報に係る本人に財産的被害等を及ぼす特殊詐欺グループに提供された可能性がある。
- (5) 中央ビジネスの上記(1)及び(3)の行為は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用であり、法第19条の規定に違反する。
- (6) 中央ビジネスにおける個人情報等の取扱いについて、同違反を放置しておくことは、個人の権利利益を侵害するおそれが高く、当委員会として、個人の権利利益を保護するため、同社に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告する必要がある。

3 報告等の求め

前記1の勧告事項の履行状況を確認するため、法第146条第1項の規定により、当委員会に対し、以下のとおり、報告するよう求める。

- (1) 令和7年9月30日（火）までに、整備した体制の内容について報告すること。
- (2) 本件勧告発出後1年間、1か月ごとに、個人データの第三者への提供状況及び提供時の確認状況を報告すること。

以 上

³ 「悪質な名簿業者等把握時の個人情報保護委員会への情報提供について」（令和6年2月14日付け警察庁丁組二発第25号）（<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/bouryokudan/meibo.pdf>）に基づく情報提供。